



県境を越え、条例制定

——清流を守るための取り組み——

高知県では清流を後世に残すため、昨年4月、「四万十川条例」（高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例）を施行。

これを機に、県内の四万十川流域8市町村〔中村市・窪川町・大正町・橋原町・東津野村・大野見村・十和村・西土佐村〕でも、各流域の独自性を活かしながら、保全と活用への共通認識を深める条例づくりに取り組み始めました。

そして今年9月、窪川町の「四万十川の保全及び振興に関する条例」が施行されたのを受け、これで流域8市町村全てにおいて、統一的な条例が施行されることとなりました。

さらに、お隣の愛媛県においても同様の条例が誕生。愛媛県で四万十川支流として流れている広見川（本流とは西土佐村で合流）において、その美しい環境を守ろうと、流域の鬼北地方4町村〔広見町・松野町・三間町・日吉村〕で「四万十川流域の河川をきれいにする条例」が今年10月に生まれました。その内容は、高知県と同じく「生活排水対策、水質保全目標の設定、景観・生態系の保全などに努め、高知県と連携して水質の改善に取り組んでいく」といったもの。

この動きは、昨年5月、橋本高知県知事が「河川は流域全体で守ることが重要」として、加戸愛媛県知事に四万十川の環境保全への協力を求めたことが始まりでした。河川の環境保護で、2県協力しての条例制定は全国でも珍しいとのこと。

県境を越え、源流から河口まで。流域全体の自治体が足並みを揃えて取り組むこれらの条例。住民の川を大切にしたい気持ちが高まるよう期待されています。

Topics

驚きと感動の地元創作オペラ! 「オペラ四万十」

この物語を観れば、「四万十川」を想う心がきっと1つになれるはずです。ぜひ、ご覧ください。

■日時／平成14年10月13日(日) [昼の部]開演:13時30分 [夜の部]開演:18時30分

■会場／窪川四万十会館 ■お問い合わせ先／窪川四万十会館 tel 0880-22-4777